南島原市ニュース

令和8年10月30日

タイトル	職員の懲戒処分について

１０月２９日に本市建設部の職員に対して、懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

〇所属、職等、処分内容、処分年月日、事案概要は、別紙のとおり

・建設部の職員（自転車での酒気帯び運転）

担当部署	総務部　人事課	担当者	田中　啓輔
直　通	0957-73-6623	E mail	jinji@city.minamishimabara.lg.jp
詳しくは☞		検索ワード	
担当者連絡先			

別　紙

被処分職員及び処分の内容

（１）所属部局　　建設部

（２）職名・性別・年齢・処分内容

副参事・男性・４０歳代・停職１月

（３）処分日　　令和８年１０月２９日

（４）概要

今回の事案は、令和８年５月３０日午前２時４３分頃、福岡市中央区の路上で自転車を運転中、巡回中の警察官に呼び止められアルコール検査を受け、基準値（0.15mg/L）を超えるアルコール濃度（0.25mg/L）が検出され、自転車の酒気帯び運転として摘発された。その後、令和８年７月１７日付で罰金１０万円の略式命令を受け、８月３日に全額納付した。

このことから、当事者は、道路交通法違反による刑事処罰を受けたことに加え、市民の模範となり法令順守すべき公務員としての自覚を欠いた行動により、市民の信頼を著しく失墜させる非違行為を行った。

これらのことから、停職１月の懲戒処分とした。

不祥事に関する市長のコメント

このたび、本市の職員による道路交通法違反の事案が発生し、当該職員を懲戒処分いたしました。市民の皆様の信頼を大きく損なう結果となりましたことに、深くお詫び申し上げます。

今回の事案は、公務員としての自覚を欠いた行為であることを重く受け止め、全職員に対し、再発防止に向けての訓示を行いました。

今後は、より一層、綱紀保持、法令遵守及び服務規律の徹底に努めるとともに、職員への指導を図りながら、市民の皆様の信頼回復に向けて取り組んでまいります。